

機械器具 1 手術台及び治療台
一般医療機器 手術台アクセサリ JMDNコード：70469000

開脚型脚板M

【禁忌・禁止】

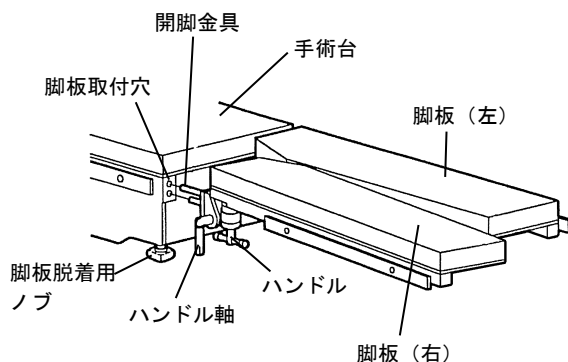
〈使用方法〉

当社製の手術台 DR-2500・DR-2600・DR-3100・DR-6200・DR-7800・DR-8000、及びタカラ Belmont(株)製の DR-600 以外には、取り付けて使用しないこと。

[安全性が保証できないため]

【形状・構造及び原理等】

1) 外観図



2) 機器の仕様

- ①手術台の脚板脱着用ノブ操作により、脚板（左右）を着脱させることができる。
- ②ハンドル軸操作により、脚板（左右）を屈折させることができる。
- ③ハンドル操作により、脚板（左右）を開脚させることができる。
- ④許容負荷荷重：開脚型脚板片側 170N(17kgf)

〈動作保証条件〉

下記の条件にて使用すること。（ただし、結露しないこと）
周囲温度 10～40℃ 相対湿度 30～75% 気圧 700～1060hPa

【使用目的又は効果】

本機は、手術台に付属するアクセサリで、一体型脚板の手術台を開脚型脚板に差し替えるために使用する。

【使用方法等】

1) 取付・設置（組立・据付）

- ①開脚金具（左）のピンを手術台の脚板取付穴（左）に奥まで確実に差し込み、手術台左下側の脚板脱着用ノブを時計回りに廻して締め付け、脚板（左）を固定します。
- ②開脚金具（右）を手術台の脚板取付穴（右）に奥まで確実に差し込み、手術台右下側の脚板脱着用ノブを時計回りに廻して締め付け、脚板（右）を固定します。

2) 操作方法又は使用方法

（1）脚板を開脚させる（水平方向に外側へ 90°）

- ①開脚させる方の脚板の先端を片方の手で支えながら、開脚させる方のハンドルを反時計回りに廻してゆるめ、脚板を任意の角度でハンドルを時計回りに廻して締め付け固定します。このとき、ハンドルの角度固定ギヤーが確実に噛合っているか確認すること。
- ②もう一方の脚板も同様に開脚させます。

（2）脚板を屈折させる（水平より下方へ 90°）

- ①屈折させる方の脚板の先端を片方の手で支えながら、屈折させる方のハンドル軸（又はノブ）を反時計回りに廻してゆるめます。
- ②屈折させる方の先端を任意の角度で支えながら、屈折させる方のハンドル軸（又はノブ）を時計回りに廻して締め付け固定します。このとき、ハンドル軸内側の角度固定ギヤーが確実に噛合っているか確認すること。
- ③もう一方の脚板も同様に屈折させます。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

- ①開脚金具のピンが手術台の脚板取付穴に奥まで確実に差し込まれているか確認すること。確実に差し込まれていないと脚板が抜け落ち、思わぬ事故の原因になります。
- ②ノブや各ハンドルが確実に固定され、脚板開脚用及び屈折用の角度調節ギヤーが確実に噛合っているか確認すること。確実に固定されていないまま使用しますと、脚板が抜け落ちたり、脚板が急激に折れ曲がったりするなどの思わぬ事故の原因になります。
- ③ハンドル部に意図せず使用者や患者が触れることのないよう注意すること。ハンドルがゆるむことにより、脚板が急に意図せぬ角度に移動するなどの思わぬ事故の原因になります。
- ④ハンドル軸は両側同時にゆるめないこと。両側同時にゆるめると、脚板が急激に折れ曲がり、思わぬ事故の原因になります。必ず片手で支えながら操作すること。
- ⑤脚板を開脚及び下方に屈折させた状態で手術台を操作するときは、動作範囲内に物が無いか必ず確認すること。また、脚板の先端がベース部や床にあたらないか確認すること。機器の破損の原因になります。
- ⑥脚板に許容負荷荷重（17kgf）以上の負荷を加えないこと。また、脚側からの患者の乗り降りはしないこと。過負荷による機器の破損の原因になります。
- ⑦使用後は清拭作業を行い、機器を清潔に保ち使用すること。[清拭作業が不十分な場合は、菌の発生により人体に影響を及ぼす場合があります。機器を清潔に保ちご使用ください。]

- ・使用可能な洗浄・消毒液の一例として、アルコール（70%）、4 級アンモニウム系・塩化ベンザルコニウム（0.1～0.2%）をご使用ください。
- ⑧金属腐食性の強い消毒液（ポピドンヨード、次亜塩素酸ナトリウムなど）は使用しないこと。[本体の腐食の防止]

【保管方法及び有効期間等】

〈保管方法〉

- ・保管環境

周囲温度-20～60℃ 相対湿度 10～90% 気圧 500～1060hPa

〈耐用期間〉

- ・本機の耐用期間は 10 年です。（自己認証（当社データ）による）

※正規の使用方法、保守点検、消耗品などの交換を行った場合に限る。

- ・クッション部品は使用環境によって異なります。

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検（日常点検）〉

- ・外観の破損状態の確認。
- ・取付状態の確認。
- ・各部が正確かつ安全に固定及び解除できることの確認。
- ・ゆるみ、ガタ、傾き、臭気などの確認。

以上について点検を行い、少しでも「おかしい？」と感じたらすぐに使用を中止すること。

しばらく使用しなかった機器を再使用するときは、使用前に清掃を行った後、必ず機器が正常にかつ安全に作動することを確認すること。

〈業者による保守点検〉

業者による保守点検を実施する場合は、弊社または医療機器修理業者などの有資格者へ依頼してください。

〈消耗品〉

ご使用によって磨耗や劣化、外観の変化、破損が予測される部品です。修理や交換の場合は保証の対象外となります。

- ・脚クッション右
- ・脚クッション左

●機器を廃棄するとき

機器や交換した部品を廃棄するときは、感染予防を十分行い、その時点での法規制に従い、適切な処理をしてください。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

タカメディカル株式会社

TEL：06-6499-3461

販売業者